

# 契約心得

(契約関連)

## 1 契約の締結等

- (1) 受注予定者のうち、工事請負者は、契約しようとする業種に係る建設業許可を有していなければならない。また、実施設計の受託者は、建築士事務所登録を行っていないといけない。
- (2) 受注予定者のうち、工事請負者は、工事請負契約日の1年7ヶ月前の日の直後の営業年度終了の日以降に経営事項審査を受けていなければならない。
- (3) 受注予定者のうち実施設計の受託者は、原則として実施設計について、「令和6年度福岡県住宅供給公社 萩原団地建替事業設計・施工一括提案」の基本協定締結後、7日以内に契約を締結しなければならない。
- (4) 受注予定者のうち、工事請負者は実施設計が完了し、公社の承認を受けた後、速やかに工事請負契約を締結しなければならない。

## 2 契約保証金

受注予定者のうち、実施設計の受託者及び工事請負者は、各契約書の提出と同時に、各契約金額の100分の10以上(千円未満の端数は切上げ)の契約保証金又はこれに代わる担保を納付または提供しなければならない。納付された契約保証金等は、竣工後請求を受けた日から40日以内に返還する。また、納付された契約保証金等に利息はつかない。

なお、契約変更に伴い契約金額の増額、工期延長等が生じた場合は、福岡県住宅供給公社の指示に従い、契約保証の変更手続きをしなければならない。

### (1) 保証手段

#### ① 契約保証金の納付

銀行名		本支店名	預金種別
福岡銀行		本店営業部	普通預金
口座番号		口座名義	
5	0	6	9
6	3	フクオカケンジュウタクキョウウキョウコウシヤ 福岡県住宅供給公社	

#### ② 有価証券等の提供

#### ③ 銀行、确实と認められる金融機関または保証事業会社の保証

保証事業会社	会社名	西日本建設業保証(株)
	住所	福岡市博多区博多駅東3丁目14-18 福岡建設会館4階
	電話番号	(092) 441-1765

#### ④ 公共工事履行保証証券による保証

#### ⑤ 履行保証保険契約の締結及び保険証券の寄託

## 3 暴力団排除条項に係る誓約書

受注予定者のうち、実施設計の受託者及び工事請負者は、協定書の提出時及び各契約書の提出と同時に、契約書に規定する暴力団排除条項第1項各号に該当しないこと等について誓約する誓約書を提出しなければならない。誓約書を提出しない場合は、契約を締結しないものとする。

#### 4 施工体系図

受注予定者のうち、工事請負者は、契約後に下請施工体系図（任意様式）を提出しなければならない。また、提出した下請施工体系図の内容に変更が生じた場合は、その都度変更するものとし、遅滞なく提出すること。

#### 5 業務主任技術者

受注予定者のうち、実施設計の受託者は、契約書の提出と同時に業務主任技術者通知書を提出しなければならない。

#### 6 施工技術の確保

受注予定者のうち、工事請負者は、建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）を遵守し、施工技術の確保に努めなければならない。また、契約書の提出と同時に現場代理人及び主任技術者等通知書を提出しなければならない。

#### 7 工程表の作成

受注予定者のうち、実施設計の受託者及び工事請負者は、契約締結後7日以内にそれぞれ工程表を作成し提出しなければならない。

#### 8 火災保険等

受注予定者のうち、工事請負者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）等を火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む）に付し、同保険証券等の元本を速やかに提出しなければならない。

#### 9 建設業退職金共済制度

受注予定者のうち、工事請負者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）に加入の上、契約締結後1ヶ月以内に当該工事に必要な共済証紙を購入し、その掛金収納書を提出しなければならない。（他の退職金共済制度等に加入の場合は、加入が確認できるものを提出すること。）

下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入すること等により、当該下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。

#### 10 前金払

契約金額250万円以上のものについて、保証事業会社の保証があるときは、工事請負契約においては金額の10分の4（限度額4億円）を超えない範囲内及び実施設計契約においては、金額の10分の3を超えない範囲内において、前金払をすることができる。なお、前金払を請求するときは、保証事業会社との保証契約を締結する前に、福岡県住宅供給公社へ請求する旨を通知すること。

保証 事業 会社	会社名	西日本建設業保証(株)
	住所	福岡市博多区博多駅東3丁目14-18福岡建設会館4階
	電話番号	(092) 441-1765

## 10 部分払

受注予定者のうち、工事請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ当該請求に係る出来形部分または工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品の確認を発注者に請求し、福岡県住宅供給公社の確認を経たのちに請求書を提出すること。

## 11 中小企業の受注確保についての協力依頼

- (1) 工事等の一部を下請発注する場合には、県内中小企業に優先発注すること。
- (2) 工事の下請契約の締結に際しては、建設工事標準契約約款に準拠した内容を持つ契約を締結すること。
- (3) 不当に低い請負代金で下請契約を締結しないこと。また、消費税を適正に転嫁すること。
- (4) 前金払、部分払（出来形払）または竣工払（完成払）の支払を受けたときは、当該工事等を施工した下請負人に対し、相応する下請代金を速やかに支払うこと。
- (5) 資材等は、積極的に県内中小企業から購入すること。